

令和5年11月通常会議 施設常任委員会

報告事項 資料

# ガス託送料金の改定について



暮らし 支えるパートナー

**大津市企業局**

経営戦略室

令和5年12月14日

# 目次

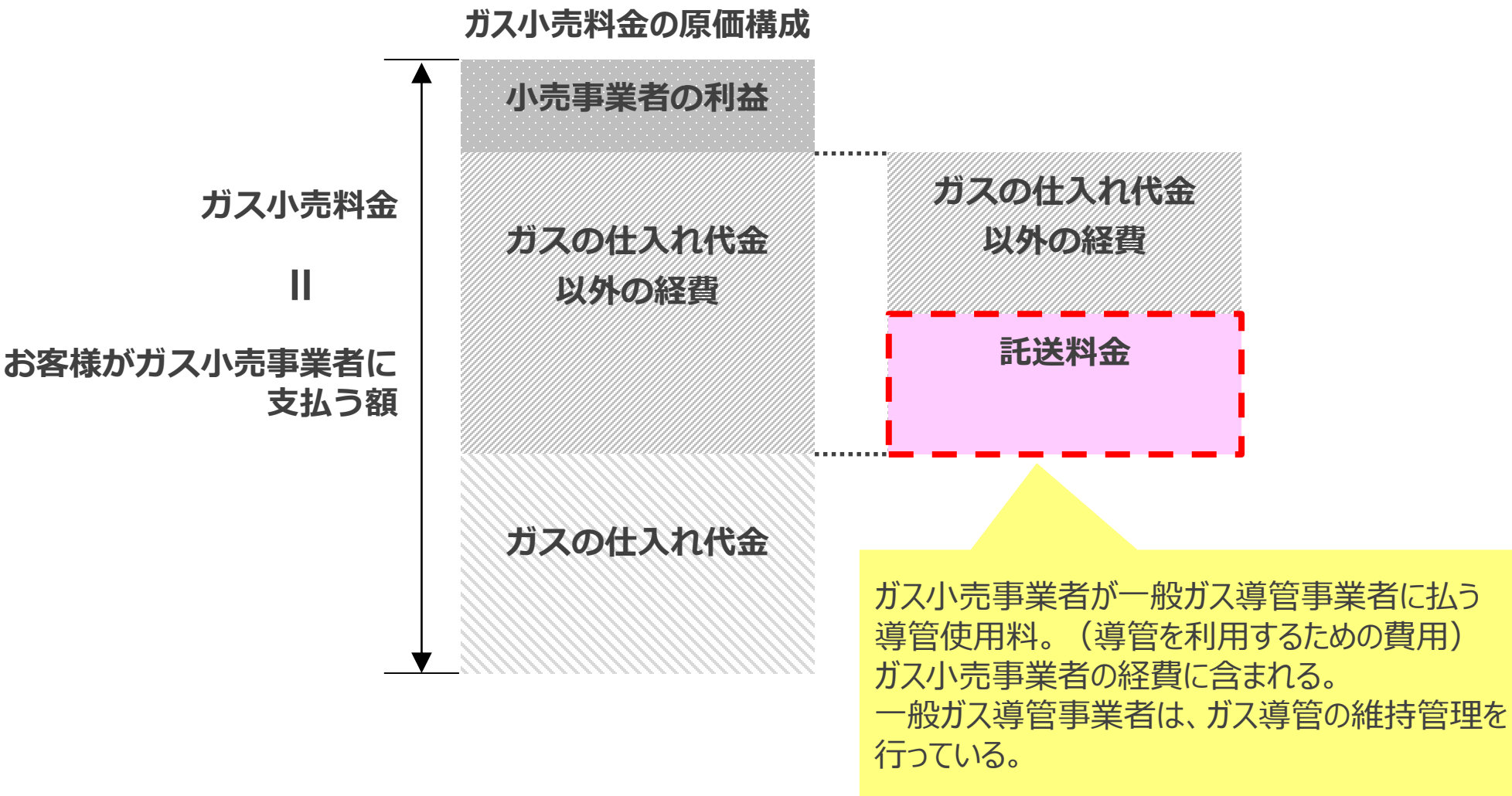
---

1. 託送料金の概要と本市の供給状況	3
2. 超過利潤の一定水準額超過とその要因分析	7
3. 料金改定に向けた作業	10
4. 改定料金（案）の策定	15
5. 改定料金（案）の検証	19
6. 今後のスケジュール	22

---

# 1. 託送料金の概要と本市の供給状況

## (1) ガス料金の構成



## (2) 本市のガス託送料金

### 【現在の料金表】

平成29年4月から適用（平成28年度に設定）

単位：円  
(税抜き)

契約区分	使用量区分	その他期 (標準以外は通期)		冬期		流量基本料金	【参考】 調定件数 (件)※
		基本料金	従量料金	基本料金	従量料金		
標準	0～500	350	60.14	350	60.14	①	1,218,277
	500～2000	4,000	52.84	2,000	56.84		2,112
	2000～5000	18,000	45.84	8,000	53.84		640
	5000～	32,000	43.04	25,000	50.44		193
	高倍率	3,350	9.01			130	555
	大量輸送Ⅰ	29,360	3.01			410	216
	大量輸送Ⅱ	7,660	4.37			260	420

- ・標準託送における低圧導管未利用減算：▲28.42円 / m<sup>3</sup>
- ・高倍率における低圧導管利用加算：+4.93円 / m<sup>3</sup>
- ・大量輸送における低圧導管利用加算：+2.69円 / m<sup>3</sup>

※令和4年度  
年間累計調定  
件数

### 【ガス託送料金の特徴】

- ガス小売料金と同様、使用量に応じて料金単価は減少する、逡減制。  
※水道・下水道は逡増制が多い。
- 条例ではなく託送供給約款により定めている。
- 料金を改める場合は約款の変更が必要となるが、値上げの場合は国の認可が、値下げ（現状維持含む）の場合は国への届出が必要となる。

### 【本市のガス託送料金の特徴】

調定件数について、大半が標準託送0～500m<sup>3</sup>/月の少量使用者であり、全体の99%を占めている。(①)

## (3) ガス託送料金の国による管理

託送料金は、国により次の2つの視点で管理されている。

### 視点1. 超過利潤累積額による管理（ストック管理方式）

毎期の最終利益について、事業報酬（認められた範囲）を超える部分を「超過利潤」として、累積で経年管理を行う。この累積額が、導管の投資規模に応じて設定される「一定水準額」を超えた場合に、料金改定が求められる。 ←本市が該当

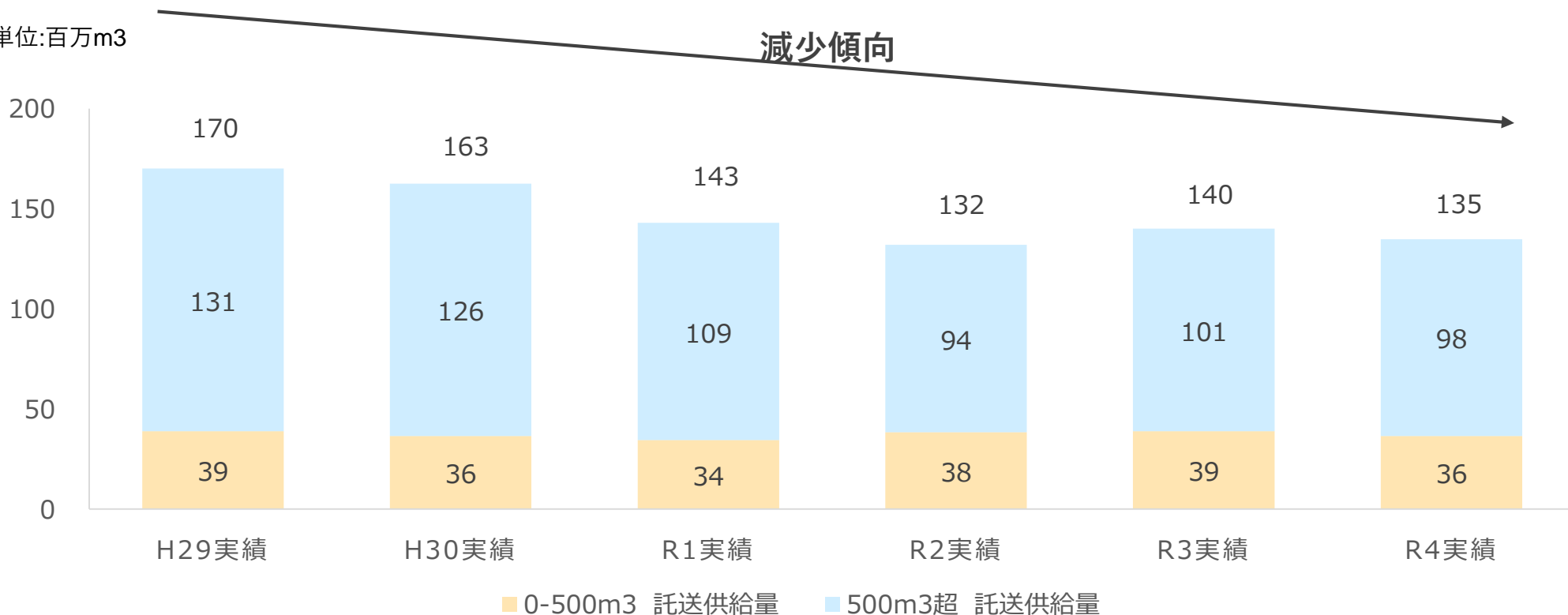
### 視点2. 乖離率による管理（フロー管理方式）

每期発生した経費について、「実績単価」（ガス供給1m<sup>3</sup>あたりに要した経費）を算定する。これが、現行料金設定時の「想定単価」（ガス供給1m<sup>3</sup>あたりに要すると想定した経費）よりも著しく低い場合（マイナス5%以下）に、料金改定が求められる。

## (4) 本市のガス託送供給量の推移

- ① 託送供給量の概ね4分の3は500m<sup>3</sup>/月を超える（大口の）需要家によるものである。
- ② 託送供給量は、減少傾向であり、特に令和元年度以降は大幅に減少している。
- ③ これは、主として大口需要家の生産計画変更（令和元年度）やコロナ禍に伴う工場・商業施設の一時閉鎖（令和2年度）などによるものである。

単位:百万m<sup>3</sup>



## 2. 超過利潤の一定水準額超過とその要因分析

### (1) 超過利潤・超過利潤累積額の算定方法

- 現行の託送料金は平成28年度に設定したものであり、平成29～令和元年度の3年間の原価計算を想定したもの①に基づいており、それを基に毎年、超過利潤の算定を行っている。
- 毎年算定する超過利潤④は、料金算定基準の225百万円②を基本として、当年度純利益（調整後）③との差額により算出している④＝③－②。④の超過利潤を累積したものが超過利潤累積額⑤である。

項目名	単位	料金算定基準	H29実績	H30実績	R1実績	R2実績	R3実績	R4実績
託送供給量	(百万m3)	164	170	163	143	132	140	135
うち500m3/月以下の託送供給量	(百万m3)	36	39	36	34	38	39	36
託送収益	(百万円)	① 3,381	<b>3,564</b>	<b>3,408</b>	3,204	<b>3,436</b>	<b>3,505</b>	3,344
うち500m3/月以下の託送収益	(百万円)	2,584	2,738	2,598	2,463	2,728	2,758	2,614
託送費用	(百万円)	3,166	3,260	3,233	<b>2,947</b>	<b>2,864</b>	<b>2,859</b>	<b>2,865</b>
うち変動費（事業者間精算費）	(百万円)	550	564	549	495	464	483	462
うち固定費（事業者間精算費以外の費用）	(百万円)	2,616	2,697	2,684	2,452	2,400	2,376	2,403
当期純利益（調整後）（※）	(百万円)	② 225	③ 307	179	263	579	652	485
超過利潤	(百万円)	-	④ 82	-46	38	354	427	260
超過利潤累積額	(百万円)	-	⑤ 82	36	74	428	855	1,115

（※）当期純利益（調整後）とは、超過利潤を算定する過程において、一定のルールに基づき調整（加除）した後の利益であるため、上表の「託送収益－託送費用」の結果とは合致しない。

一定水準額（百万円） 822

超過利潤累積額 > 一定水準額  
1,115百万円 > 822百万円  
⇒ 料金改定が必要となった

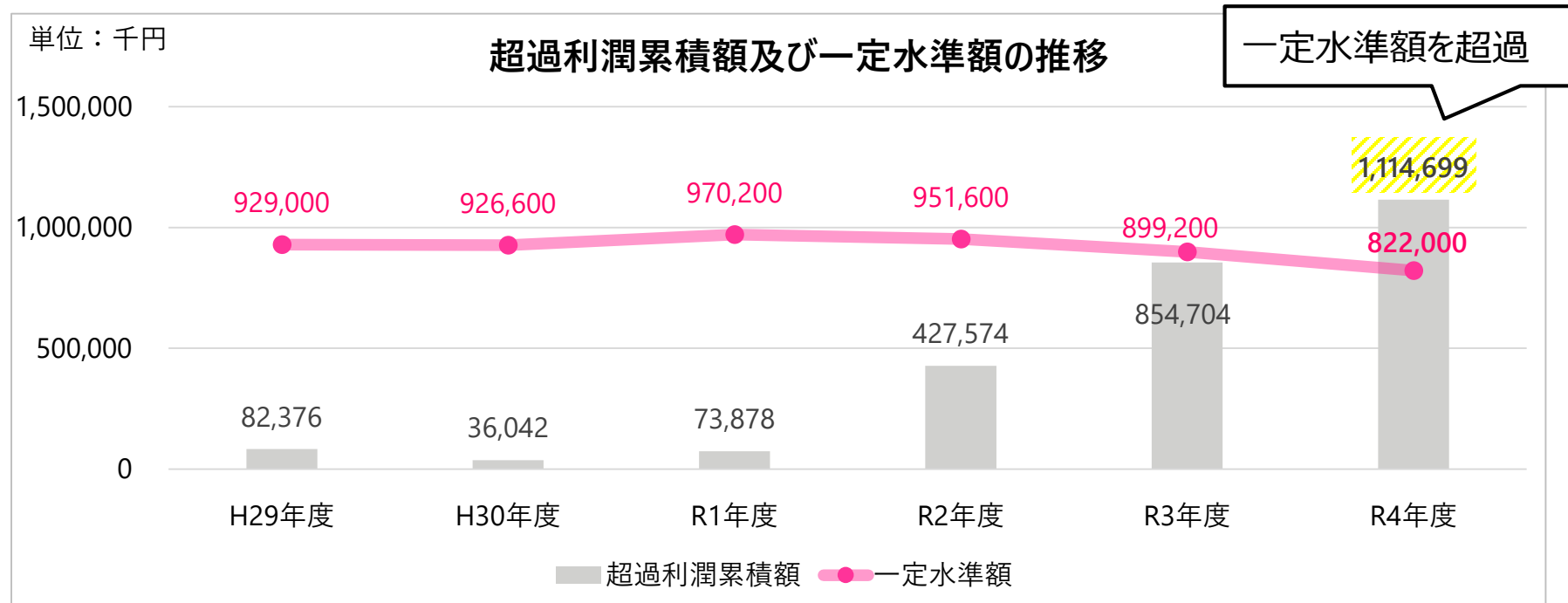
## (2) 超過利潤累積額の推移と一定水準額の超過

- 一定水準額を超過したことで、**令和6年度からの値下げ改定が必要**となった。

※超過した翌々事業年度開始の日（今回は令和6年4月1日）までに改定しない場合は、経済産業大臣より、変更認可申請命令が発せられる。

根拠法令等：ガス事業法第50条第1項

ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について I ガス事業関係 第二 処分の基準(23)





## (3) 超過利潤が累積した要因分析

### 【事象の要因分析、他都市調査の結果】

- ① **収益面の変化** 託送収益の変動に大きな影響を及ぼす0～500m<sup>3</sup>/月の使用量が、コロナ禍に伴う巣籠需要により、料金算定基準に対して令和2年度は144百万円、令和3年度は174百万円それぞれ上回った。
- ② **費用面の変化** 令和2～4年度において、託送供給量の減少（p6参照）に伴い「事業者間精算費」と呼ばれる「本市が大阪ガスネットワークに支払う託送料」が減少した。
- ③ **他都市調査の結果** 託送料金表0～500m<sup>3</sup>/月区分は細分化するのが一般的であることがわかった。コロナ禍に伴う影響は同じであるものの、他都市においては大きな超過利潤の累積は生じていないことから、本市の超過利潤が累積したひとつの要因であると想定する。

### 課題 1. 需要予測、費用の想定に変化が生じている

**対策**→近年の状況を踏まえた需要予測を行い、事業全体の原価を洗い直す。

### 課題 2. 標準託送料金区分の0～500m<sup>3</sup>料金表が一般的でない

**対策**→ご使用量に応じより細やかに支払額を算出されるよう区分を細分する。

※より細やかに区分することで、より一層の公平性を期すと共に、超過利潤の発生を抑制する効果も期待できる。

料金値下げ改定をするにあたり、上記対策により、持続可能な経営を維持しつつ、超過利潤の発生を抑制する。

# 3. 料金改定に向けた作業

## (1) 改定の実施手順

### ① 需要予測、総括原価<sup>注</sup>の算定

過去実績等を踏まえて、需要予測を実施するとともに、各種規則等に基づき、託送事業に要する総括原価を算定・整理

### ② 現行料金を適用した場合の収益の把握

①で得た需要予測を基に、現行料金のままであった場合の収益見込みを算出

### ③ 値下げ原資の把握

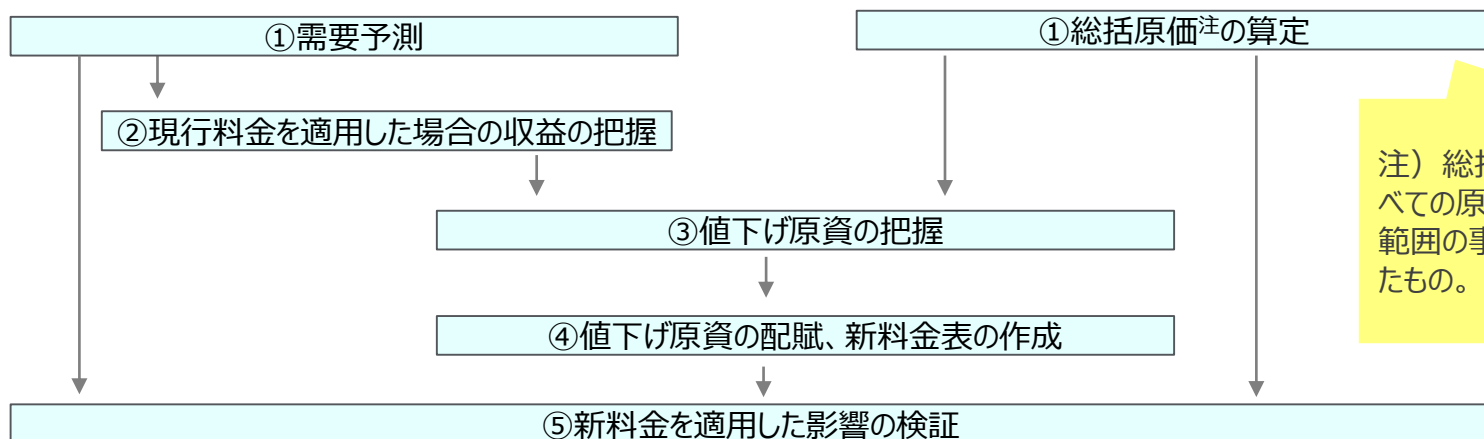
②で得た現行料金のままの収益見込みと、①で得た総括原価の差し引きにより、値下げ原資を把握する。

### ④ 値下げ原資の配賦、新料金表の作成

値下げ原資について、需要家区分ごとに配賦、新料金表を調整する。

### ⑤ 新料金を適用した影響の検証

①で得た需要予測に、新料金を反映した場合の収益見込みと、①の基になった費用の見込みを基に、令和14年度までの投資財政計画、超過利潤の発生見込みについてシミュレーションを行う。

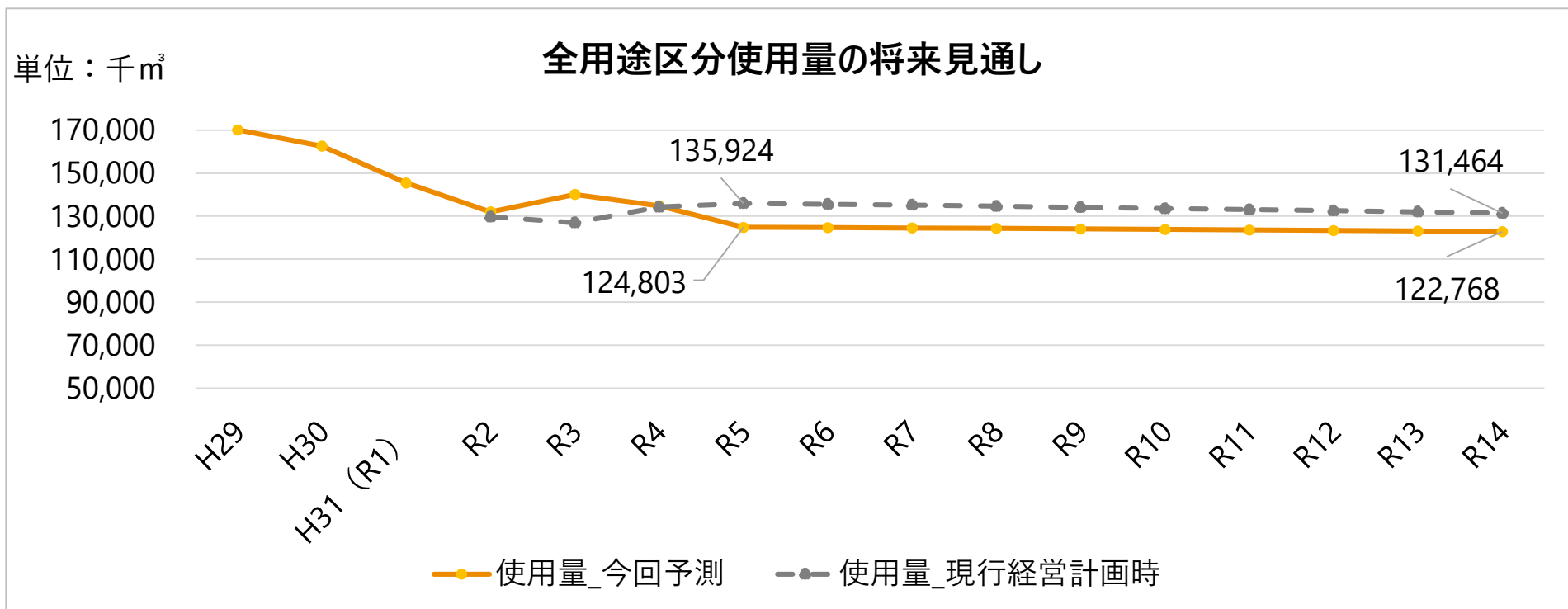


注) 総括原価とは、事業に関するすべての原価を算定したうえ、定められた範囲の事業報酬を上乗せして計算したものの。

## (2) 需要予測の結果

ガス使用量シミュレーションを行った結果、ガス使用量全体は令和4年度実績と比較して、令和14年度では91%と▲9%減少する見通しとなった。

- 用途区分「家庭用」のガス使用量（令和14年度）：▲9%減少（対令和4年度実績）
- 用途区分「工業用」のガス使用量（令和14年度）：▲10%減少（対令和4年度実績）
- 用途区分「商業用」「その他」のガス使用量（令和14年度）：▲7%減少（対令和4年度実績）



### (3) 原価算定の結果

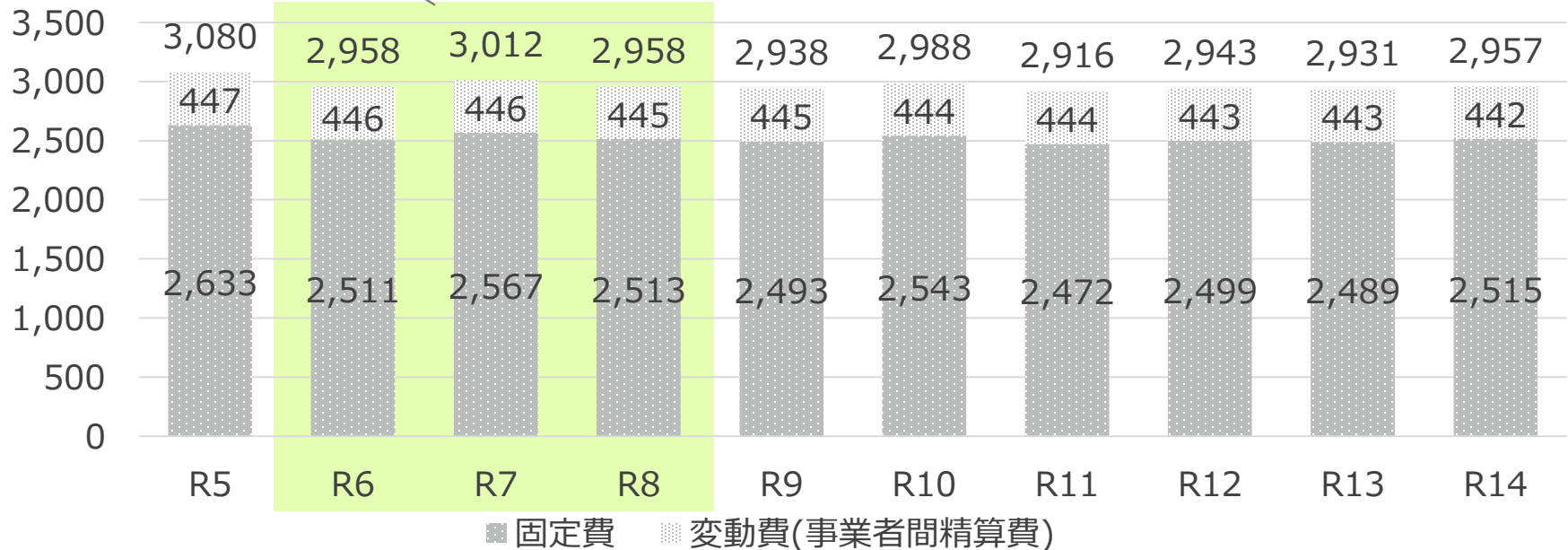
- ① 営業費用は、過去実績と概ね同様の水準を見込んでいる。
- ② 託送供給量の減少に伴って、事業者間精算費等は減少するが、近年の物価高や人件費増をシミュレーションに織り込んだ結果、将来の費用は現状と同程度の見込みとなった。
- ③ 令和6～8年度の営業費用に、その他の費用や事業報酬を足したものが総括原価となる。

【原価算定期間】R6～R8の3か年

【総括原価】営業費用8,928百万円+その他費用等668百万円=総括原価9,596百万円

単位：百万円

営業費用の推移

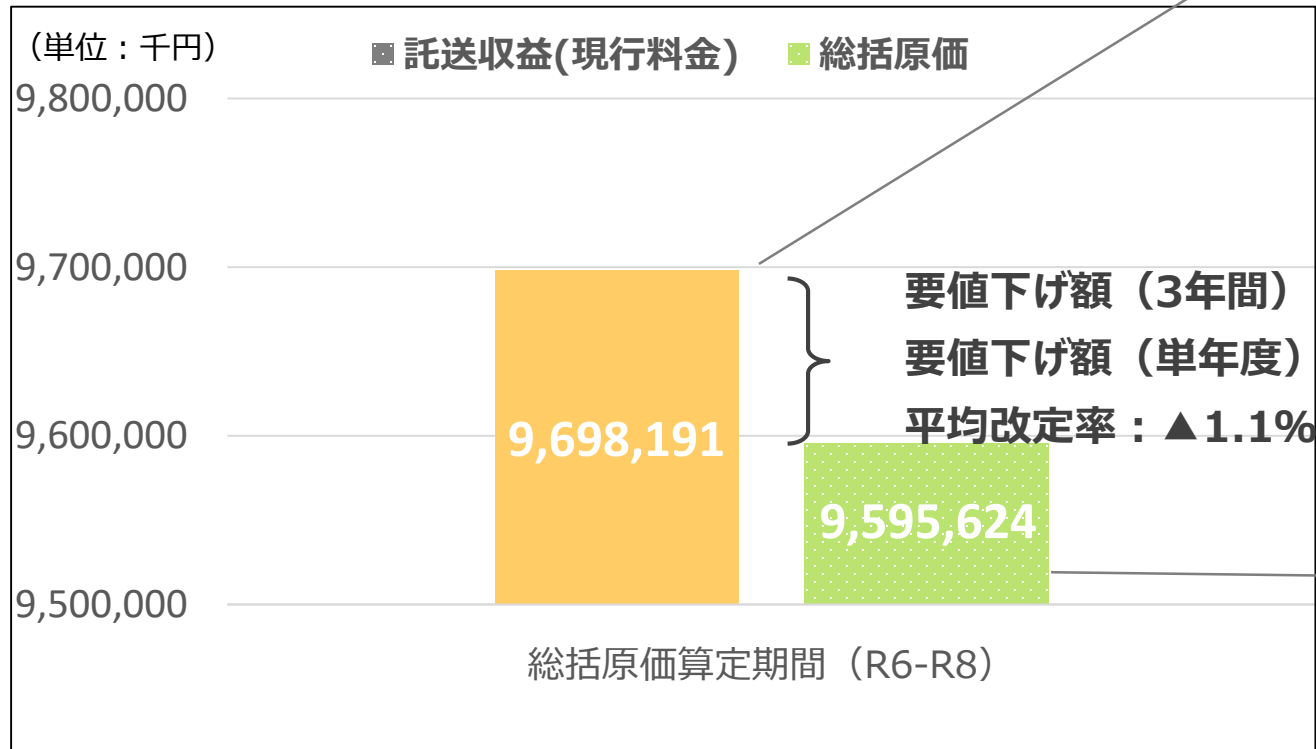


※R9年度以降は、ガス事業全体の将来予測を利用して、一定の補正をかけて算定しています。

## (4) 原価算定の結果と値下げ原資の把握

- ① 現行料金のみであった場合の収益見込み 9,698,191千円
  - ② 総括原価の算定結果 9,595,624千円
  - ③ 値下げを要する額は、①-②により、102,567千円/3年 **(34,189千円/年)**、**平均改定率▲1.1%**となった。
- ※現行料金のみだと、収益見込みが総括原価を上回るため、収益・費用が均衡するように託送料金を値下げする必要がある。

### 必要な値下げ額と料金改定率



想定需要量 × 現行料金

R6~8の需要予測 (P11参照) において、現行料金のみであった場合に想定される収益見込み

要値下げ額 (3年間) : ▲1.0億円

要値下げ額 (単年度) : ▲0.34億円

平均改定率 : ▲1.1%

R6~8の総括原価 (P12参照)

## (5) 値下げ原資の把握等を踏まえた方針案

### 【対策方針】

需要予測や原価算定の結果をふまえ、今回の料金改定について下記の方針とする。

#### 方針① 値下げ対象を全需要家とする

総括原価の算定により把握した値下げ原資34百万円について、標準託送を重視しつつ、すべての料金表を対象とする。

#### 方針② 標準託送0～500m<sup>3</sup>区分の細分化

ご使用量にあわせてより公平で適正な料金区分とすると共に、超過利潤の発生を抑制するため、標準託送の料金表区分の0～500m<sup>3</sup>/月の区分を細分化を行う。

# 4. 改定料金（案）の策定

## （1）値下げ原資の配賦と料金メイク①

現行料金のシミュレーション分析の結果、値下げ原資34,189千円/年（P13参照）の配賦については、

- ① 調定件数の大多数を占める、0～500m<sup>3</sup>の小口の需要家に原資を優先的に配賦する。（次頁）
- ② ただし、最少使用量0～20m<sup>3</sup>の区分については、多額の収支不足が発生している（現行料金でも安価な料金設定といえる）ため、今回の値下げ原資の配賦は限定的に行う。

（令和6～8年度予測）現行料金を適用した場合における、ご使用量区分ごとの損益の状況

②現行料金で収支不足が発生

金額：百万円	ご使用量区分	収益	費用	損益	【参考】 調定件数（件）※
標準	0～20	1,635	3,744	▲2,109	623,783
	20～50	2,658	2,602	56	384,304
	50～100	2,103	1,229	874	161,637
	100～200	968	400	568	42,602
	200～500	277	128	149	5,951
	500～2000	332	122	210	2,112
	2000～5000	288	79	209	640
	5000～	168	33	135	193
高倍率		75	42	33	555
大量輸送Ⅰ		976	1,049	▲73	216
大量輸送Ⅱ		219	170	49	420

①値下げの原資はここに重点的に配賦

・収益欄は、需要予測に対して現行料金であった場合の各使用量区分ごとの収益  
 ・費用欄は、総括原価について、原則的に配賦した場合における各使用量区分ごとの費用

※令和4年度年間累計調定件数

## (2) 値下げ原資の配賦と料金メイク②

前頁の考え方を基に、新料金表への値下げ原資の配賦及び新料金設定は下記のとおりとする。

- ① 超過利潤の発生は、標準託送から生じたと考えられるため、値下げ原資の99%を配賦する。
- ② 0～500m<sup>3</sup>で一括りにになっていた区分を0～20m<sup>3</sup>、20～50m<sup>3</sup>、50～100m<sup>3</sup>、100～200m<sup>3</sup>、200～500m<sup>3</sup>の5つに細分化したうえ、値下げ原資を20～500m<sup>3</sup>に重点配賦する。
- ③ 従量料金を一定の傾斜で値下げするとともに、基本料金を調整※。従量料金も含めた料金全体では値下げとなるように設定する。 ※本市ガス事業は固定費が8割以上を占めることから、基本料金と従量料金のバランスを調整する。

(R6～R8予測\_改定料金) 改定原資の配賦

金額：千円	料金体系	配賦額	配賦割合	【参考】調定件数(件)※	
①値下げ原資の99%を標準に配賦	0～20	754	2.18%	623,783	
	20～50	4,091	11.83%	384,304	
	②細分化 標準	50～100	7,739	22.37%	②重点配賦 161,637
	100～200	7,004	20.25%	42,602	
	200～500	3,741	10.81%	5,951	
	500～2000	5,463	15.79%	2,112	
	2000～5000	3,961	11.45%	640	
	5000～	1,775	5.13%	193	
	高倍率		28	0.08%	555
大量輸送 I		13	0.04%	216	
大量輸送 II		25	0.07%	420	
合計		34,596	100.00%	1,222,413	

③前後料金バランス、従量基本料金のバランス調整

調整

新料金表  
(次頁)

※令和4年度年間累計調定件数



# (3) ガス託送料金の改定案

適用区分の細分化

## 新旧料金表の比較 (赤字は改定箇所)

(現在の料金表 単位：円 税抜き)

契約区分	使用量区分	その他期 (標準以外は通期)		冬期		流量基本料金
		基本料金	従量料金	基本料金	従量料金	
標準	0~500	350	60.14	350	60.14	
	500~2000	4,000	52.84	2,000	56.84	
	2000~5000	18,000	45.84	8,000	53.84	
	5000~	32,000	43.04	25,000	50.44	
高倍率		3,350	9.01			130
大量輸送Ⅰ		29,360	3.01			410
大量輸送Ⅱ		7,660	4.37			260

(値下げ改定後の料金表 (案) 単位：円 税抜き)

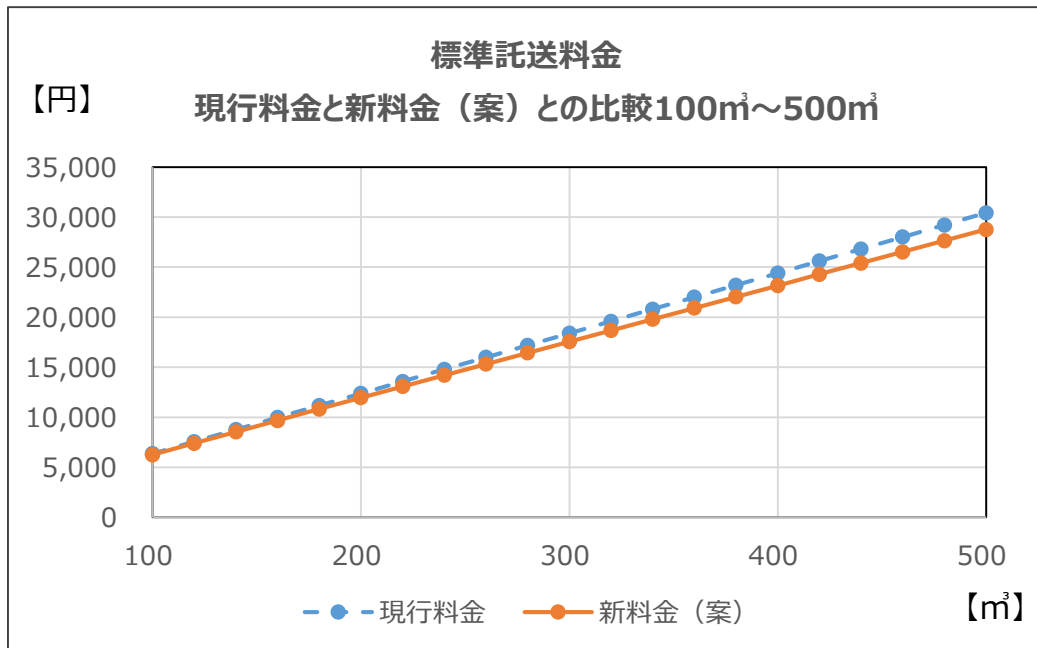
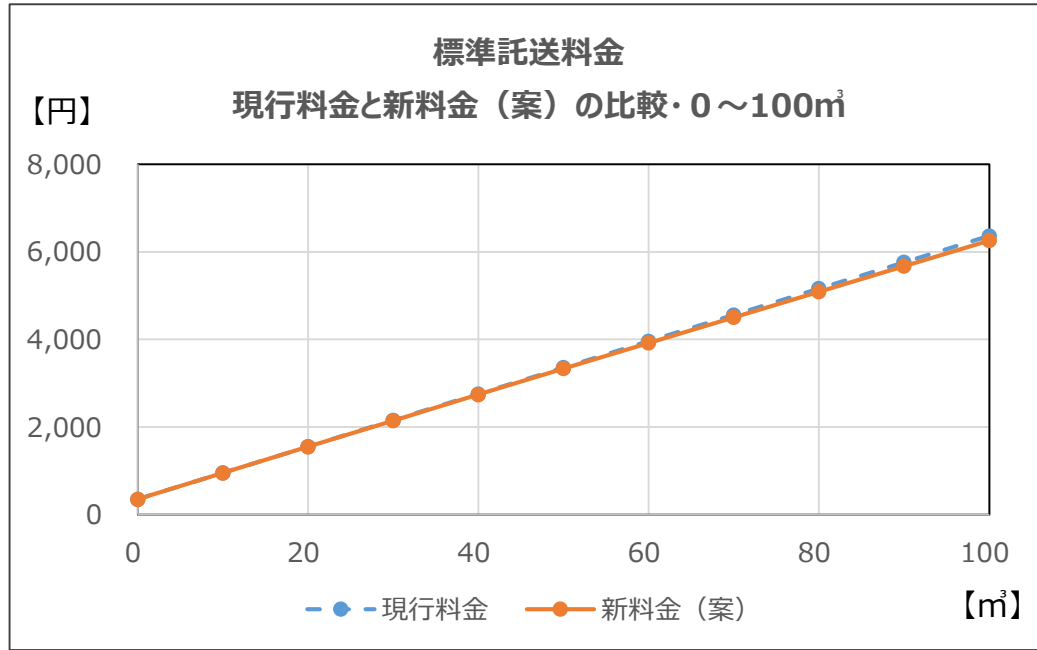
契約区分	使用量区分	その他期 (標準以外は通期)		冬期		流量基本料金
		基本料金	従量料金	基本料金	従量料金	
標準	0~20	350	60.00	350	60.00	
	20~50	360	59.50	360	59.50	
	50~100	410	58.50	410	58.50	
	100~200	560	57.00	560	57.00	
	200~500	760	56.00	760	56.00	
	500~2000	3,260	51.00	1,760	54.00	
	2000~5000	15,260	45.00	5,760	52.00	
	5000~	25,260	43.00	15,760	50.00	
高倍率		3,300	9.01			130
大量輸送Ⅰ		29,300	3.01			410
大量輸送Ⅱ		7,600	4.37			260

以下については、現在の料金からの変更は実施しない

- ・標準託送における低圧導管未利用減算：▲28.42円 / m<sup>3</sup>
- ・高倍率における低圧導管利用加算：+4.93円 / m<sup>3</sup>
- ・大量輸送における低圧導管利用加算：+2.69円 / m<sup>3</sup>

# ■ 標準託送（その他期）の新旧料金比較

(税抜き)



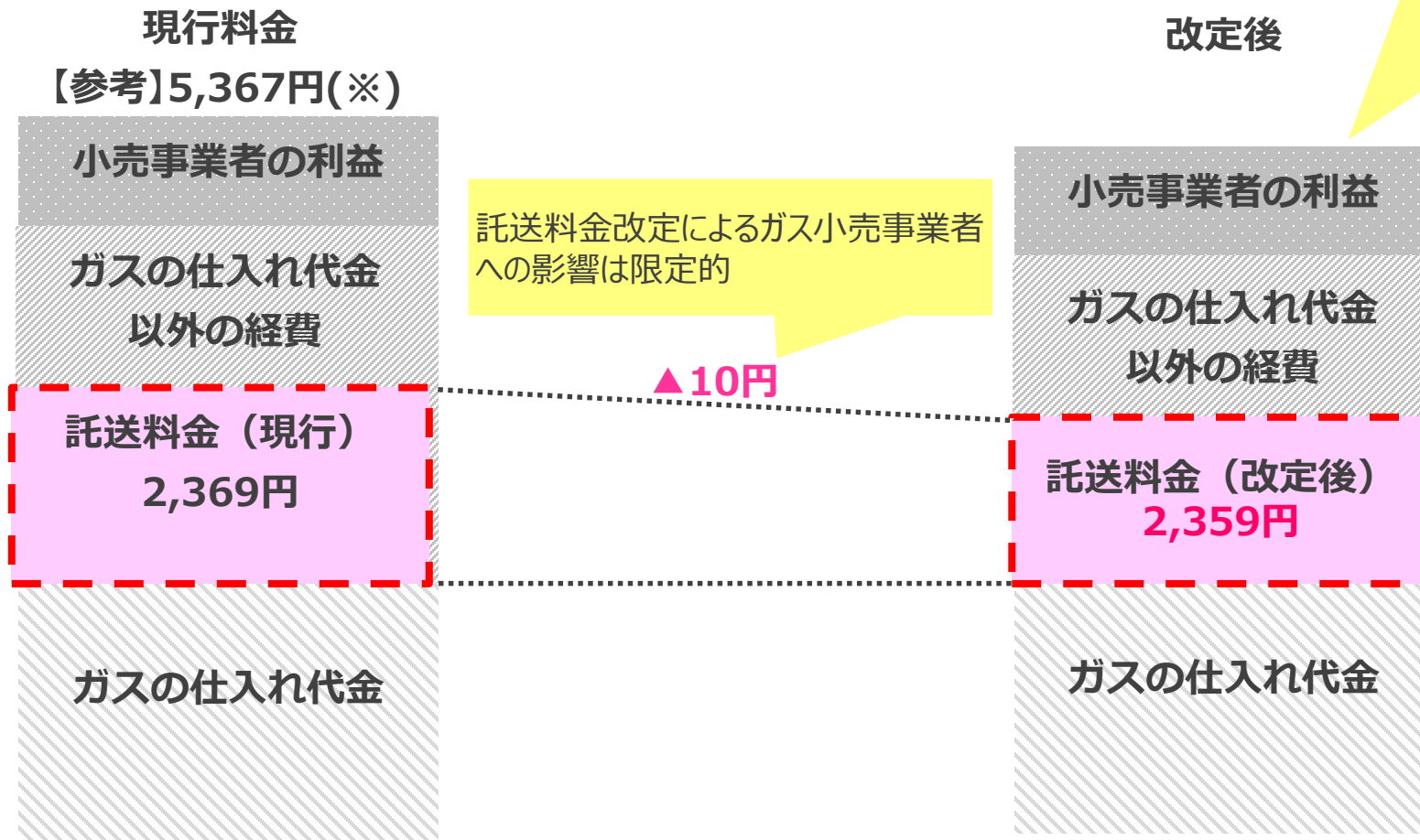
使用量 (m <sup>3</sup> )	現行 (円)	改定案 (円)	差額 (円)
0	350.00	<b>350.00</b>	0.00
1	410.14	<b>410.00</b>	-0.14
2	470.28	<b>470.00</b>	-0.28
3	530.42	<b>530.00</b>	-0.42
4	590.56	<b>590.00</b>	-0.56
5	650.70	<b>650.00</b>	-0.70
6	710.84	<b>710.00</b>	-0.84
7	770.98	<b>770.00</b>	-0.98
8	831.12	<b>830.00</b>	-1.12
9	891.26	<b>890.00</b>	-1.26
10	951.40	<b>950.00</b>	-1.40
11	1,011.54	<b>1,010.00</b>	-1.54
12	1,071.68	<b>1,070.00</b>	-1.68
13	1,131.82	<b>1,130.00</b>	-1.82
14	1,191.96	<b>1,190.00</b>	-1.96
15	1,252.10	<b>1,250.00</b>	-2.10
16	1,312.24	<b>1,310.00</b>	-2.24
17	1,372.38	<b>1,370.00</b>	-2.38
18	1,432.52	<b>1,430.00</b>	-2.52
19	1,492.66	<b>1,490.00</b>	-2.66
20	1,552.80	<b>1,550.00</b>	-2.80
50	3,357.00	<b>3,335.00</b>	-22.00
100	6,364.00	<b>6,260.00</b>	-104.00
200	12,378.00	<b>11,960.00</b>	-418.00
500	30,420.00	<b>28,760.00</b>	-1,660.00
2,000	109,680.00	<b>105,260.00</b>	-4,420.00
5,000	247,200.00	<b>240,260.00</b>	-6,940.00

# 5. 改定料金（案）の検証

## （1）標準的な家庭のガス使用量（30m<sup>3</sup>/月） における影響額

### 【留意事項】

- ・ガス小売料金の設定はガス小売事業者の自由であるため、本市が託送料金を改定したことにより、ガス小売料金に影響があるとは限らない。
- ・本市からガス小売事業者にガス小売料金を値下げするよう指示・指導することも禁じられている。



(※)大津市ガス供給条例第30条第2項の規定に基づく  
大津市ガス特定運営事業等の運営権者のガス料金上限  
額（原料費調整を行わず）により試算

(金額はすべて税込み)

## (2) 経営への影響 改定案を反映した経営シミュレーションの結果

料金改定を実施したとしても、最終損益は黒字の見込みとなった。

### ■料金改定前

単位：百万円

年度		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
1.	営業収益	3,887	3,803	3,796	3,786	3,775	3,759	3,744	3,727	3,707	3,687
	託送供給収益	3,334	3,242	3,234	3,223	3,207	3,190	3,173	3,155	3,134	3,112
2.	営業外収益	88	97	109	113	111	118	115	118	125	133
	収入計	3,975	3,900	3,905	3,899	3,886	3,877	3,859	3,845	3,832	3,820
1.	営業費用	3,222	3,127	3,173	3,115	3,074	3,126	3,051	3,079	3,067	3,094
2.	営業雑費用	373	387	387	387	387	387	387	387	387	387
3.	附帯事業費用	168	167	168	169	174	175	176	178	179	181
4.	営業外費用	21	16	22	23	21	24	17	16	19	23
	支出計	3,784	3,697	3,750	3,694	3,656	3,712	3,631	3,660	3,652	3,685
	経常損益	191	203	155	205	230	165	228	185	180	135
	特別利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特別損失	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特別損益	△2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	当年度純利益	189	203	155	205	230	165	228	185	180	135

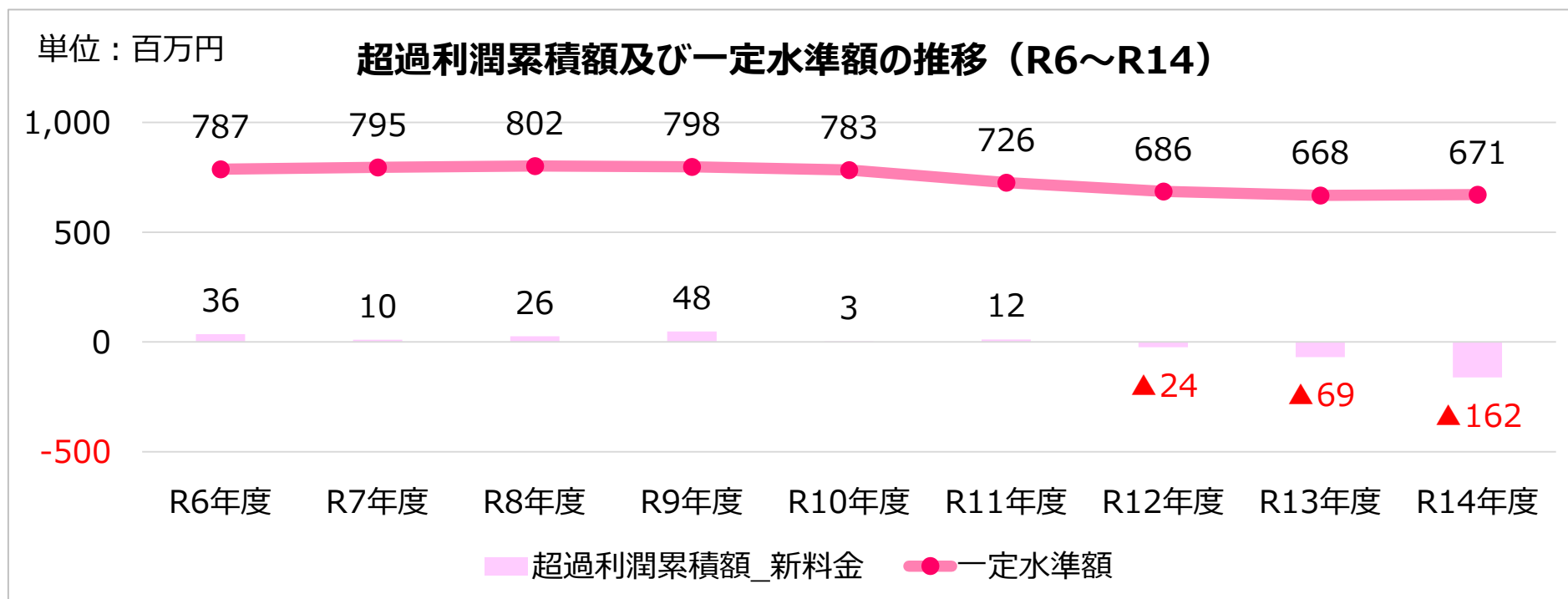
### ■料金改定後



年度		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
1.	営業収益	3,887	3,768	3,761	3,751	3,740	3,724	3,709	3,692	3,672	3,652
	託送供給収益	3,334	3,207	3,199	3,188	3,172	3,155	3,138	3,120	3,099	3,077
2.	営業外収益	88	97	109	113	111	118	115	118	125	133
	収入計	3,975	3,865	3,870	3,864	3,851	3,842	3,824	3,810	3,797	3,785
1.	営業費用	3,222	3,127	3,173	3,115	3,074	3,126	3,051	3,079	3,067	3,094
2.	営業雑費用	373	387	387	387	387	387	387	387	387	387
3.	附帯事業費用	168	167	168	169	174	175	176	178	179	181
4.	営業外費用	21	16	22	23	21	24	17	16	19	23
	支出計	3,784	3,697	3,750	3,694	3,656	3,712	3,631	3,660	3,652	3,685
	経常損益	191	168	120	170	195	130	193	150	145	100
	特別利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特別損失	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特別損益	△2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	当年度純利益	189	168	120	170	195	130	193	150	145	100

### (3) 経営への影響 改定案を反映した超過利潤発生の見込み

- ① 料金改定の結果、今後は超過利潤がほとんど発生しないことが見込まれる。
- ② そのため、将来においては、超過利潤累積額が一定水準額を超過する可能性は低いと見込まれる。
- ③ ただし、超過利潤は事業報酬等を調整したものであるため、ガス事業の利益自体は確保できる見込みであり、安定した経営を維持できる水準であると考えられる。



# 6. 今後のスケジュール

本日  
12/14

R6.4.1～  
新料金適用

作業等名	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3	R6.4
近畿経済産業局あて託送供給約款変更を届出	●				
料金体系変更に伴う本市システム改修		←→			
ガス小売事業者に対して通知	●				
ガス小売事業者における対応 (システム改修など)		←→			
新料金施行 (4月使用・5月検針分から新料金適用)					→